

参考 - 6 ルール・マナーに関する資料

- ・北海道フィッシングルール 2002

フィッシングルール 2002

Rule & Manner



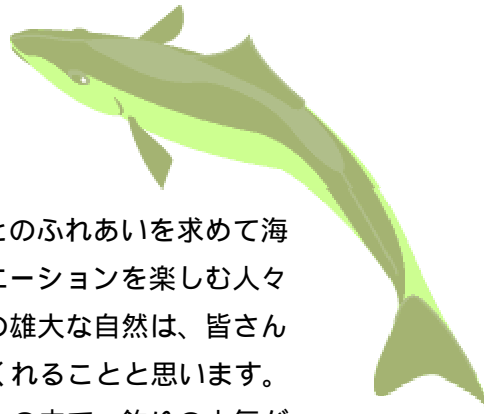
このホームページは、北海道の海や河川・湖などで釣りをを行うにあたっての規則や制限などについて紹介していますので参考にして下さい。

釣りをを行う際は、ルールとマナーを守り、他人に迷惑のかけない楽しい釣りを心掛けましょう

北海道水産林務部

アドレス <http://www.pref.hokkaido.jp/srinmu/sr-gknri/turi-r-m/>

はじめに

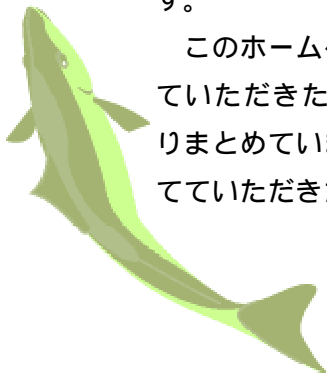


近年、心のゆとりや自然とのふれあいを求めて海や山、川などで屋外レクリエーションを楽しむ人々が増えていますが、北海道の雄大な自然は、皆さんを四季折々の表情で迎えてくれることと思います。

これらのレクリエーションの中で、釣りの人気が年々高まっていますが、釣りで利用される水産資源は長い年月をかけて育まれてきたものであり、この資源を利活用しながら次世代に引き継いでいくために様々なルールが設けられています。

また、海や河川、湖沼は漁業生産の場でもあることから、漁業の支障とならないよう注意が必要です。

このホームページは、釣りを通じて皆さんに守っていただきたい様々なルールやマナーを簡潔に取りまとめていますので、内容をよく理解され、役立てていただきたいと思います。

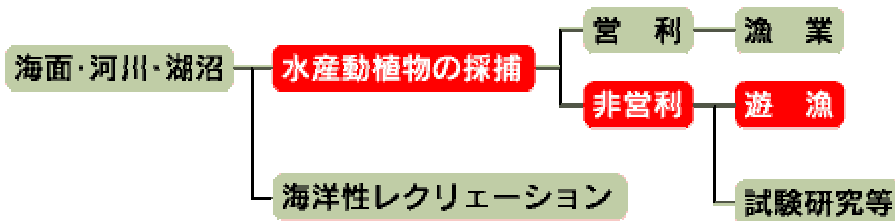


遊漁に関する法制度

Rule & Manner

遊漁とは、営利を目的としないで、水産動植物を採る行為のうち、調査や試験研究を除いたものです。

遊漁を行うには、水面を生産活動の場としている漁業との調整が必要な場合がありますので、漁業関係法令に、十分注意して下さい。



漁業法

漁業生産に関する基本的な制度や水産資源の保護、培養を図るための基本的な事項を定めた法律です。

漁業者が漁業を営む権利である漁業権などについては、漁業法で定められており、後述する漁業調整規則、委員会指示、遊漁規則等の根拠となっています。

水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的としています。

保護水面の設定や内水面におけるさけの捕獲禁止等が規定されています。



漁業調整規則

北海道知事が管轄する水面で行われる水産動植物の採捕に関することについて、必要な事項を定めたものです。

海面と内水面（河川・湖沼等）の2つがあります。

委員会指示

漁業法に基づく知事の諮問機関として、漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会が設置されています。

漁業調整の円滑化や水産資源の保護などを図るため、委員会により、水産動植物の採捕に関する制限や禁止、または、漁場の使用に関する制限などを行っており、このことを委員会指示といいます。



遊漁規則

内水面での共同漁業権が設定されている区域内で、漁業権者が遊漁者を制限しようとする場合は、遊漁規則が定められています。この区域で遊漁を行う場合は、遊漁規則に従わなければなりません。



北海道では、次のとおり海面及び内水面の漁業調整規則を設けており、釣りに関するルールも含まれています。

海面

【1】 漁業法と水産資源保護法の規定を受けて、漁業の調整に関して必要な事項を定めた規則が「北海道海面漁業調整規則」です。この規則は、海面で行われる漁業に関する定めですが、釣りなどの遊漁にも関係しているため、注意が必要です。



【遊漁に関する制限の主なもの】

- (ア) 保護水面における採捕の制限（第 34 条）
- (イ) 体長等による制限又は禁止（第 35 条）
- (ウ) 禁止区域等（第 39 条）
- (エ) 河口付近等におけるサケ・マスの採捕の禁止（第 42 条）
- (オ) 漁具又は漁法の制限（第 44 条） など

【2】 漁業を営む権利を漁業権といい、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採ると、**漁業権の侵害を適用されたり窃盗罪**に問われることがあります。

第 1 種共同漁業権の内容となっている主な定着性水産動植物

海藻類	のり・ふのり・こんぶ・わかめ・ひじき・てんぐさ・まつも・もづく など
動物	うに・しゃこ・たこ・なまこ・ほや・ほっかいえび
貝類	あさり・あかがい・ほたてがい・ほっきがい・いがい・かき・しじみ・さざえ など

【3】漁業者以外の人が行える漁具・漁法は次のとおりです（規則第44条）。

- 竿釣り及び手釣り
- たも網（網口・網長 40cm 未満に限る）
- 徒手による採捕

注意！！

トローリングやヒラメ及びサクラマスのヘラ曳きは、漁法上『曳き縄釣り』に該当し、禁止されています。



【1】海面と同様に、河川や湖沼などの内水面にも、漁業に関する「北海道内水面漁業調整規則」があります。

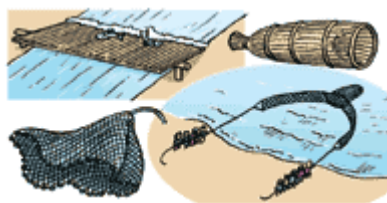
規則では、漁具や漁法の制限のほか、魚種により採捕が禁止されている区域や期間があります。詳しくは、資料編をご覧ください。

【内水面での主な制限の内容】

項目	根拠	対象魚種など
保護水面	水産資源保護法	すべての水産動物：周年
資源保護水面	規則第24条	知事指定魚種（やまべ）：指定期間
その他制限事項	規則第22条 規則第24条	さけ・ます・やまべ・あゆの禁止区域や期間など
委員会指示	漁業法第67条	・千歳川・目名川・サケ捕獲河川などのヤマベやサケなど ・かなやま湖注入河川のイトウ ・ブラックバス・ブルーギルの移植禁止

【2】 次の漁具・漁法を用いて水産動植物を採捕する場合は、知事の許可が必要となります（規則第4条）。

1. 刺し網
2. 流し網
3. 敷き網
4. 地びき網
5. 船びき網
6. はえなわ
7. 投網
8. どう
9. やな
10. たも網（口径又は深さが40cm以上に限る）



【3】 次の漁具・漁法により、水産動植物を採捕してはいけません（規則第23条）。

- ・水中に電流を通す漁法・やす及びかぎを使用する漁法・もじ網を使用する漁法
- ・小型定置網・底建網

注意！！	ヤマベの採捕制限	ヤマベの採捕については、北海道内水面漁業調整規則で定める禁止期間のほか、保護水面・資源保護水面・委員会指示の採捕禁止措置が設けられておりますので、十分に注意が必要です。 [調整規則の禁止期間] ・4月～5月：上川・空知・石狩・後志・桧山・渡島・胆振 ・5月～6月：日高・十勝・釧路・根室・網走・宗谷・留萌
	外来魚の移植禁止	道内の内水面では、ブラックバス（オオクチバス・コクチバス）及びブルーギルの移植放流は法令により禁止されています。

海や川でのレジャーは楽しいものですが、残念なことに、一部の心ない人達の行動が地域の人々の生活に支障を与えたり、漁業などの仕事の妨げになっています。

釣りなどのレジャーで漁村などを訪れる場合は、地域で暮らす人々への思いやりや配慮が必要です。

ここでは、皆さんに是非守っていただきたい代表的なマナーを掲載しました。
レジャーはマナーを守ることが大切です。

共通のマナー

1. 天候・海況だけでなく、自分の体調も確認し、どんな時でも安全に気をつけましょう。
2. 密漁してはいけません。
3. ゴミのポイ捨ては止めましょう。出たゴミや残った餌・釣り針などは持ち帰りましょう。
4. 漁港は漁業生産の基盤施設です。迷惑駐車をしてはいけないよう気をつけましょう。
5. 漁業の操業や船舶の航行を妨げないように注意しましょう。また、漁具には近づかないようにしましょう。



釣りのマナー

1. 小さな魚はリリースしましょう。また、数を競うのではなく、自然とのふれ合いを楽しみましょう。
2. 道内の内水面では、ブラックバスやブルーギルの移植を禁止しています。ブラックバス等の外来魚は生態系を破壊する恐れがありますので放流しないようにしましょう。
3. 漁業施設に釣り針を引っ掛けないよう気をつけましょう。



4. 釣り竿は直接電線に触れなくても、近づきだけで感電し、大やけどや、時には死亡する場合があります。電線の下を通過する時は、安全のため釣り竿を一度たたんでから通過しましょう。
5. 釣り糸が電線に引っ掛かった場合もむやみに触れずに「ほくでん」まで連絡しましょう。

プレジャーボート・遊漁船のマナー

1. 港を利用する場合は、許可が必要となりますので、管轄する市町村役場などに照会してください。
2. 沖合の漁具に係留してはいけません。また、航行の際は、漁具のロープやボンデン（浮き）等を引っかけないように注意しましょう。
3. 航行ルールを守り、無謀な操船はしないようにしましょう。



水上バイクのマナー

1. 人や船の付近で無謀な走行をする人がいます。危険ですから、絶対にやめましょう。



ダイバーのマナー

1. 潜水する場所については、事前に最寄りの漁業協同組合に確認して下さい。
2. 器材の点検や整備を怠らないようにしましょう。
3. 講習をきちんと受けましょう。



4. 単独行動は慎み、バディシステムを守りましよう。^{参考 6-9}

5. 水棲動植物に触れたり、餌を与えたりしてはいけません。岩や石なども動かさないようにしましょう。
6. 国立公園内等では特別なルールがある場合があります。事前に確認し、ルールを守りましょう。

知って下さい 海の恐さ 岸壁や磯など、海での事故が多発しています。あなたを守るのはあなた自身です。十分に注意しましょう。



釣りははじめとして、プレジャーボートや水上オートバイ、ダイビングなど、海で行うレクリエーションは多様化しています。

道では、漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防や調整を行い、円滑な海面の利用を図ることを目的に、「海面利用協議会」を設置しています。

協議会を構成する委員は、海洋性レクリエーションや漁業、釣り人、学識経験（公益）などの代表者です。

協議会名	委員の構成	事務局
北海道海面利用協議会	漁業者代表	水産林務部漁業管理課
石狩・後志	釣り人代表	
渡島	海レク代表	
桧山 留萌 宗谷	学識経験及び	各支庁経済部水産課
海面利用地区協議会	公益代表	
網走 胆振 日高		
釧路・十勝 根室		
(全 10 地区)		

釣り団体に加入しよう

趣味を同じくする仲間との親睦や情報の交換など、釣り団体に加入して得られるメリットはたくさんあります。

道内には、たくさんの釣り団体があるといわれていますが、全道的な支部組織を持つ4団体が「北海道釣り団体連合会」を組織しています。

4団体では、釣り人の皆さんの加入をお待ちしています。

北海道釣り団体連合会

〒 064-0804

札幌市中央区南4条西16丁目1番15号 (株)七星紙製品 2F

TEL/FAX 011-563-3660

E-mail sfs@cocoa.ocn.jp

(財)日本釣振興会北海道地区支部

〒 065-0010

札幌市東区北10条東1丁目1-11 (株)アイビック 内

TEL 011-741-7788 FAX 011-741-2727

(社)北海道山女魚を守る会

〒 003-0013

札幌市白石区中央3条5丁目6-8 平野自動車工業(株) 内

TEL 011-861-6063 FAX 011-862-7933

(社)北海道スポーツフィッシング協会

〒 064-0804

札幌市中央区南4条西16丁目1番15号 (株)七星紙製品 2F

TEL/FAX 011-563-3660

E-mail sfs@cocoa.ocn.jp

北海道釣魚連盟

〒 060-8711

札幌市中央区大通り西3丁目6

道新スポーツ釣り新聞ほっかいどう編集室 内

TEL 011-200-2020 FAX 011-200-2626

資源の増大に向けた漁業者の取り組み

漁業者や漁業関係機関は、水産資源の維持や増大を図り漁業生産を向上させるため、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」に取り組んでいます。

「つくり育てる漁業」は、人為的に水産生物の種苗生産や放流、育成管理、漁場の造成や改良、養殖などを行うもので、漁業者が種苗や稚魚の生産及び放流を行う経費の一部を負担しています。

また、「資源管理型漁業」では未成魚の保護や適正な漁獲量の設定など、積極的に資源を管理しています。

釣り人の皆さんも、このような漁業者の取り組みを理解し、資源を守るために「釣り人一人一人が身近にできること」を考えてみる必要があるのではないでしょうか？

[つくり育てる漁業を行っている主な魚種]

サケ・マス・ヒラメ・マツカワ・ニシン・ホタテガイ
コンブ・エゾパフンウニ・アワビ など

[資源管理協定で漁業者が規定している魚種とサイズ]

魚種	規制サイズ	対象海域
ヒラメ	全長 35cm 未満	津軽海峡海域を含む北海道日本海海域
マガレイ ソウハチ スケトウダラ	全長 18cm 未満 全長 18cm 未満 全長 34cm 未満	北海道周辺の全海域

- 協定では、マガレイ及びソウハチは体長 15cm、スケトウダラは体長 30cm となっていますが、ここでは全長に換算しています。



漁場利用協定

渡島管内の木古内湾では、マコガレイ資源の保護や海面の利用ルール化を目的に、地元の漁業協同組合と地元プレジャーボート団体との間で、遊漁の禁止区域などを定めた漁場利用協定を結んでいます。皆さんも協定の遵守に協力して下さい。



漁場利用協定記載内容

- 1) 体長 20cm 未満のマコガレイの採捕禁止
- 2) 遊漁者の釣行する海域の指定
- 3) 漁業者の優先操業の確認
- 4) 協定内容の周知及び指導の実施

北海道遊漁指針

北海道では漁業者と遊漁者とが、貴重な水産資源を一定の秩序（ルール）のもとで、調和・協調し、利用し続けることなどを目的に、「北海道遊漁指針」を策定しました。

今後はこの指針の考えのもと、北海道はもとより、市町村や漁業関係者及び遊漁者団体等が連携し、新たな遊漁の枠組みづくりに取り組んでいく考えています。

（指針の内容については、当課のホームページを参照して下さい。）

サケ・マス釣りに関するあれこれ Rule & Manner

サケ・マスは、漁業資源としての重要性から、釣りに関して、様々な制限があり、次のルールが定められています。

内水面

内水面でのサケ・マスの採捕は全面的に禁止されていますが、例外として次に掲げるものに限り認められています。

1. 増殖に関すること

「北海道さけ・ます増殖事業協会」が行う、増殖に用いるサケ・マスの採捕。

2. 調査を目的としたもの

釣りに関するサケ・マスの調査として、「有効利用調査」があります。

「有効利用調査」とは、釣り資源や環境教育の場として河川内でのサケ・マスを活用する可能性を調査するものです。

釣り人の皆さんが、事前に事務局に申し込み、「採捕従事者」として登録されると、調査を実施している河川内でサケ・マスを釣ることができます。

平成 13 年度は、道内の 4 河川で実施されましたが、

平成 14 年度の実施については未定となっておりますので、7 月頃、各事務局に確認して下さい。

- 1) 忠類川 事務局：標津漁業協同組合「忠類川サケ・マス有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 01538-2-2341 又は、01538-2-2131 FAX 01538-2-2879
- 2) 元浦川 事務局：浦河町商工観光課「元浦川活性化委員会事務局」
TEL 01462-2-2311 FAX 01462-2-2614
- 3) 茶路川 事務局：白糖漁業協同組合
「茶路川サケ・マス有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 01547-2-2221 FAX 01547-2-5518
- 4) 浜益川 事務局：浜益村産業課「浜益川サケ有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 01337-9-2120 FAX 01337-9-3702

注意！！

上記 4 河川で採捕従事者となる以外には、河川内でサケ・マス(□)を釣ることはできません。

□ここでいうマスとは、北海道内水面調整規則で採捕が禁止されている次の魚種です。

→サクラマス・カラフトマス・ベニマス・ギンマス・マスノスケ

海面

海面のサケ・マス釣りは、河口付近の規制や体長制限のほか、船釣りに制限が設けられている海域があります。次の海域で釣りを行う場合は注意が必要です。



1. 河口付近の規制

海面漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、サケ・マスの増殖を行う河川の河口付近は、サケ・マス釣りが禁止されています。

詳しい箇所などは、資料編に掲載しておりますので参照して下さい。

2. 渡島支庁管内の沖合

渡島支庁管内沖合海域では、サケの船釣りを制限している期間及び区域があります。

詳しくは、渡島海区委員会事務局に確認して下さい。

3. ライセンス海域

次の地域では「ライセンス制」が行われています。ライセンス海域で船により特定の魚種を釣る場合はライセンス証が必要になります。

○秋サケ船釣りライセンス（網走地区：斜里 根室地区：標津・野付）

この海域で8月下旬から9月下旬にかけて「サケの船釣り」をする場合は、ライセンス承認を受けた船舶に乗船しなければなりません。（詳細は資料編：道東エリア地区に記載しています）

○さくらます船釣りライセンス（胆振地区：室蘭市・登別市・白老町・苫小牧市・厚真町・鶴川町）

この海域で12月から3月にかけて「サクラマスの船釣り」をする場合は、ライセンス承認を受けた船舶に乗船しなければなりません。（詳細は資料編：道南エリア地区に記載しています）

ライセンス制に関する詳細は、関係海区漁業調整委員会事務局へ確認してください。（連絡先は巻末に記載しています）

《ライセンス制実施の目的》

ライセンス制とは、一定の期間や海域を定め、特定の魚種について承認（ライセンス）を受けた場合のみ遊漁を認めることです。

ライセンス制の目的は、同じ海域を使用している漁業者と遊漁者との事故やトラブルの防止を目的とした、海の利用の「ルールの確立」や、漁業者が積極的に保護し、つくり育てている資源を、遊漁者も共に、保護を図りながら利用することを目的に実施しています。

ライセンス制は釣り人の釣獲尾数や釣獲時間などについて制限がありますが、釣り人の皆さんも、趣旨を理解していただき、海の利用のルールづくりに協力をお願いします。